

令和7年11月12日

清水町議会議長 山下清美様

清水町議会厚生文教常任委員会  
委員長 田村幸紀

## 所管事務調査について

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 調査事項 持続可能な地域医療と町の医療保険財政について
2. 調査期日 令和7年11月6日
3. 調査先 清水赤十字病院、保健福祉課、町民生活課

#### 4. 調査の結果

本調査は、人口減少と高齢化が進む本町における地域医療提供体制の維持と、医療費の増大に伴う医療保険財政の構造的課題を把握し、議会としての提言に繋げることを目的として実施した。

##### (1) 地域医療の持続可能性について

清水赤十字病院より、新入院患者数および外来患者数は、人口減少や受診抑制等の影響により減少傾向にあり、病床稼働率は病床数の削減を行った結果として一定水準を維持しているが、費用増加と収益減少が続き、経営環境は依然として厳しい状況にあるとの説明を受けた。

また、病院側からは、通常の経済条件下では病院を維持できる人口規模に達していないこと、町からの補助金が不可欠であることが示された。そのほかに、透析など広域的な医療サービスを担う中で、各自治体間の支援バランスの見直しが必要であるとの要望もあった。

不足診療科目の維持には医師確保と設備更新が大きな課題であり、今後の地域医療体制の持続には、早期の体制見直しが不可欠であるとの認識が委員と共有されたところである。

保健福祉課からは、清水赤十字病院への切れ目のない運営支援補助に加え、病床を持つ医療機関に対して、休日夜間の応急診療報償や、病床・医師確保に関する補助金を継続して実施していること、特に診療所への医師確保補助金は、令和6年度から段階的に縮減しつつも継続していることについて説明があった。また、町として予防事業の強化を進める一方で、患者減少による病院経営への影響も考慮し、健診を町内病院で受けてもらうなど、医療保険と病院経営のバランスを配慮しなければならない点に苦慮している状況についても説明があり、今後は医療機関や介護施設を含めた地域ケア推進会議を開催し、関係者間で現状を共有しながら、持続可能な地域医療の仕組みづくりを進めていく方針であることが示された。

## (2) 町の医療保険財政について

町民生活課からは、国民健康保険事業の現状について、国保の世帯数・被保険者数は減少が続き、被保険者の高齢化（令和7年9月末現在で60歳以上が47%を占める）により、一人当たりの医療費が年々増加していることが示された。この財政悪化を受け、令和6年度には国保税の税率等の改定（引き上げ）が行われた。また、令和8年度から「子ども分」の支援金支出が始まり、令和12年度には全道統一保険料が導入される見込みであり、今後も保険料負担の増加が想定される。

また、令和5年度にはほぼ基金を使い切ったことにより、一般会計から法定外繰入を実施したが、本来は望ましくない措置であり、将来的には法定外繰入を避ける方向での運営が理想であるとの認識が示された。また、町の国保における一人当たりの負担額は管内でも高水準にあり、急激な負担増を避けるため、段階的なシミュレーションが

必要であることが確認された。

以上のことから、地域医療の確保と町民負担の抑制という相反する課題を抱え、抜本的な解決策が見出しにくい状況にあることが明らかとなった。

### (3) まとめ

今回の調査を通じて、清水町における「地域医療の維持」は、町の存続と町民の安心に直結する極めて重要な課題であることを再認識した。特に、病院経営の厳しさという構造的課題に対し、議会と行政が共通認識のもと、短期的対応を超えた持続性ある計画を策定すべきであるとの結論に至った。

については、今回の所管事務調査を踏まえ、次のとおり提言する。

#### 1. 地域医療を維持するための戦略的投資と責任の明確化

- ①清水赤十字病院への支援を単なる運営費補填から「町民の生命を守る公的医療機能維持のための戦略的投資」として位置づけ、透析医療などの公的機能を評価したうえで、必要な支援を明確化すること。
- ②併せて、他の医療機関に対する支援についても、地域医療提供体制全体を支える観点から、同様に必要な支援の継続を明確化すること。
- ③不足診療科目の確保に向け、近隣自治体を含めた広域的な連携と支援体制の構築を進めること。
- ④医療機関・介護施設・行政が一体となって現状を共有し、持続的な地域医療体制の確立に向けた協議の場を早期に再開すること。

#### 2. 保険財政健全化に向けた詳細なシミュレーションと行動計画の策定

- ①令和12年度の全道統一保険料導入を見据え、法定外繰入を回避しつつ、医療費適正化と負担抑制を両立するための財政計画を早急に策定すること。

- ②医療費増大の抑制に向け、予防医療や健康増進施策への重点的な投資を行い、町民の健康寿命の延伸と財政健全化を両立させること。

以上、厚生文教常任委員会の所管事務調査の報告とする。